

組織の目標設定シート(行政経営Aシート)

組織	監査委員事務局
職	監査第一課長、第二課長、第三課長
氏名	細川悦子、辻 栄一、久保昌一

組織の使命・役割	何のために我が組織が存在するのか、我が組織が果たすべき使命・役割は何か
監査委員は、知事から独立した機関として、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することを職務としている。	



組織の目標	使命・役割を果たす上で、我が組織が目指すゴール(成果)は何か、その目標値はどのような水準か
(定性的目標)	何をどのような状態にしたいか
公正で合理的かつ効率的な県の行財政運営を確保するため、事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているか。また、その組織及び運営の合理化に意を用いているかどうかなどの観点で、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、次の監査及び検査等を行う。	
①定期監査、②随時監査、③行政監査、④財政的援助団体等の監査、⑤住民監査請求による監査、⑥例月出納検査、⑦決算審査、⑧健全化判断比率及び資金不足比率の審査 など	

(定量的目標)	具体的な指標、目標値を設定する				
目標とする成果指標	現行値	年(度)	目標値	年(度)	目標値の設定根拠(他県との比較など)



25年度に重点的に取り組むべき課題	左記の具体的な内容を記載する
①定期監査の適確な実施	年度当初に調査重点項目を定め、調査重点事項を選択の上、監査等実施要領、年間監査計画に基づき正確性、合規性、経済性、効率性、有効性のある監査を実施する。
②財政的援助団体等監査の適確な実施	公益的目的のため財政支出が有効に生かされているかについて、出資団体等を選定の上、監査等実施要領に基づき監査する。
③行政監査の適確な実施	県政の今日的課題に合致した適時性のあるテーマを選定し、行政事務の改善に資する提言を行う。
④健全化判断比率及び資金不足比率審査の適確な実施	財政指標及び書類が適正に作成されているかを審査する。